

いじめ防止のための基本的な方針

城北高等学校

城北高等学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止のために実施すべき施策を以下に定める。

《いじめの定義》

いじめとは、本校生徒に対して、当該生徒以外の本校の生徒など、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止対策のための基本理念》

本校は、全ての生徒・教職員・保護者が、いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得るという認識をもち、いじめ防止のため対策を以下に定める。

- ①いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、いじめは絶対に許さない挨拶が飛び交う明るい学校づくりをする。
- ②いじめられている生徒の立場に立ち、問題を解決する。
- ③いじめる生徒に対しては、厳しく粘り強い指導をする。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力をする。

《いじめの防止》

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、いじめの防止活動を推進するため対策を以下に定める。

- ①教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないようにする。
- ②教職員は常に危機感をもち、教職員研修を行い、見聞を深め生徒と接する。
- ③担任は、ホームルームなどを活用し生徒たちが、いじめの問題を自分のこととして考え、自ら行動できるクラスづくりに努める。
- ④人権教育部は、生徒たちが、人権教育を通じて、いじめや規範意識などの学習を深めさせる。
- ⑤生徒指導部は、全校集会や携帯電話やスマートフォンなどのインターネット問題の講習会を行い、情報モラルに関する規範意識を高めさせる。また、保護者会などでも保護者に伝え、情報を共有し連携する。
- ⑥生徒たちが、悩みを解消するため、スクールカウンセラーなどを活用する。

《いじめの早期発見》

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭などが実態把握をするため対策を以下に定める。

- ①各教職員が、日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒から相談しやすい体制を整える。
- ②日頃の教育活動を通じて生徒の行動・変化に気をくばり、課題を発見したら、その情報を全職員が共有する。
- ③担任は、個人面談などを行い、生徒の声に耳を傾ける。また、家庭訪問・通信物・手紙・電話連絡などで保護者と情報を共有し連携する。
- ④生徒指導部は、登校指導・校内巡回・校外巡回・アンケート調査などを行い生徒の声に耳を傾ける。通信物・保護者会などで保護者と情報を共有し連携する。また、スクールカウンセラーなどからの情報があれば検討する。
- ⑤警察など関係機関と連携する。

《いじめに対する措置》

いじめに関する事象を発見した教職員は、聞き取りを行い指導する。その後管理職、学年主任、担任、生徒指導部長に報告・連絡・相談をする。管理職は、担任・学年主任・生徒指導部長による注意・指導で解決できるかを判断し、解決が厳しいと判断した場合は、生徒指導会議を経て職員会議を行い、学校長が出校停止や停学、退学の措置を行う。

指導後、改善が見られた場合は、再発防止について、継続的な指導・観察、保護者との連携に取り組む。

警察との連携が必要な事案に関しては、被害者の保護者の意向も聞き、適切に対応する。熊本県知事に報告する場合もある。

《いじめ防止対策のための校内委員会》

委員長：教頭

委員：生徒指導部長、生徒指導副部長、人権教育部長、特別支援部長、教務主任、医療福祉科主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
※必要に応じ、担任、部活動顧問などを参集する場合がある。